電子メールでの交付を希望する場合は、同様に上記⑴まで電子メールにて交付希望の旨連絡すること。

交付の申込みは、期限までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の送付がなかったものとみなす。

4　入札説明会

⑴　日時及び場所

日時　令和４年１月７日16時00分から

場所　オンライン開催（予定）

参加希望の場合は、上記３⑴の宛先まで電子メールにて参加希望の旨連絡すること。

なお、参加の申込みは、令和４年１月６日16時00分までに到着するようにしなければならない。未着の場合、申し込みがなかったものとみなす。

⑵　説明事項　仕様に関する事項及び手続等

5　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒100―8916 東京都千代田区霞が関１―２―２　中央合同庁舎第５号館16階　厚生労働省労働基準局労災管理課経理係　伊東、中村　電話03―5253―1111　（内線5445）

⑵　入札書の提出期限　令和４年２月14日16時00分まで

⑶　開札の日時　令和４年３月17日10時10分

応札者は立ち会わないこととし、開札結果については応札者全員にメール又は電話等で連絡する。

⑷　入札書の提出方法　入札書の提出に当たっては、原則、電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。また、電子調達システムの電子入札機能により入札を行う場合は、個人事業主に加え、入札参加者から委任等を受けた者のマイナンバーカードを用いて電子入札を行うことができるものとする（入札参加者から委任等できる者は原則１名とする）。

紙入札方式の場合、提出する場合は封筒に入れ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、あて名（支出負担行為担当官厚生労働省労働基準局労災管理課長あて）及び「令和４年３月17日開札［労働基準行政システムに係る遅発性疾病の災害補償データ適正化ツール作成及び運用支援業務一式］入札書在中」と朱記しなければならない。

再度入札となることも考慮し、必要に応じて複数枚の入札書を提出する（封筒に、必要事項の他、何回目の入札書であるかを必ず明記する。）。

6　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に求められる義務　この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す競争参加資格確認書類を令和４年２月14日10時00分までに上記５⑴に提出しなければならない。また、入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、⑶の競争参加資格確認書類のうち、誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合は、当該者の入札を無効とする。

⑸　担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

⑹　契約書作成の要否　要

⑺　落札者の決定方法　本公告に示した義務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書等で指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書等で定める総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。

⑻　契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに国の予算（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるので、その際は双方で別途協議する。

⑼　その他　詳細は入札説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : HIRASHIMA Masakuni Director, Worker's Compensation Administration Division, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

⑵　Classification of the products to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the products to be required : Optimized tool creation and operations support for the disaster compensation data of delayed disease to the Labour Standards Administration System, 1 set

⑷　Term of a fulfillment : From April 1, 2022 through March 31, 2024

⑸　An observance of a fulfillment place : Places designated by Official in charge of disbursement of the procuring entity.

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Persons under Conservatorship or Persons under Assistance who have obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

②　Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　Have Grade "A" on "Offer of services, etc" in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years of 2019, 2020 and 2021.

④　For bidders subject to the following insurance system of each item, and it is not in arrears either of insurance premiums (2 insurance year about ㈤ and ㈥ ) for the last two years of the bid submission deadline of this bid :

㈠　Welfare annuity insurance

㈡　Health insurance (the thing which association of national health in surance has jurisdiction over)

㈢　Seamen's insurance

㈣　National pension

㈤　Worker's compensation insurance

㈥　Unemployment insurance

⑤　Prove to have no false statement in tendering documents.

⑥　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating.

⑦　Do not go out of Ministry of Health Labour and Welfare about duties during a period taking a nomination stop.

⑧　Not received any administrative sanctions for violation of the Laws and Regulations under the jurisdiction Ministry of Labour, Health and Welfare within 1 year. However, this shall not apply in the case where the supplier took corrective actions and received "Notification of withdrawing for the order of suspension of use" after received an order of suspension of use by Labour Standard Inspection Administration, due to violation of the Labour Standard related laws and regulations (*).